

日常生活用具一覧

((介))は介護保険対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額 (単位： 円)	
介護・訓練支援用具	肢体	((介)) 特殊寝台	18歳以上であつて、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	肢体的	((介)) 特殊マット	原則として3歳以上であつて、下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。児童にあつては2級を含む。)又は療育手帳の程度が重度又は最重度である者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	肢体	((介)) 特殊尿器	原則として学齢児以上であつて、下肢又は体幹機能障害1級の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000

		(常時介護を要する者に限る。)	の		
肢体	((介)) 入浴担架	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に介護を要する者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
肢体	((介)) 体位変換器	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
肢体	((介)) 移動用リフト	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
肢体	訓練いす	原則として3歳以上の児童であ	原則として附属のテーブルを付けるもの	5年	33,100

			って、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	とする。		
	肢体	訓練用ベッド	原則として学齢児以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
	肢体	(介) エアーパット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児・者及び下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級の身体障害児・者(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	8年	58,000
自立生活支援用具	肢体	(介) 入浴補助用具	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000

肢体	(介) 便器	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害児・者が容易に使用し得るもの(児童にあっては手すり付きのものに限る。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり有	8年	9,850
				手すり無		4,450
身体	歩行補助つえ	障害を有する者であって、つえ(T字状・棒状)の使用により歩行機能が補完される児・者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの(夜光剤付とした場合は430円(全面夜光剤付とした場合は、1,260円)増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増し	木材	3年	2,310
				軽金属		3,150

			とすること。)			
平衡 肢体	(介) 移動・移 乗支援用 具	原則として3歳 以上であって、平 衡機能又は下肢 若しくは体幹機 能障害を有し、家 庭内の移動等に おいて介助を必 要とする者	おおむね次のような 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。 ア 障害児・者の身 体機能の状態を十 分踏まえたもので あって、必要な強度 と安定性を有する もの イ 転倒予防、立ち 上がり動作の補助、 移乗動作の補助、段 差解消等の用具と する。ただし、設置 に当たり住宅改修 を伴うものを除く。		8年	60,000
平衡 肢体	頭部保護 帽	平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能障害を有す る者であって頻 繁に転倒する 児・者	ヘルメット型 で、転倒の際に 頭部を保護で きる機能を有 するもの	オー ダー メイ ド レデ ィー メイ ド オー	3年	15,656
						12,524
						37,852

				ダー メイ ド(プ ラス チック)		
				レデ ィー メイ ド(プ ラス チック)		30,282
知的 精神		療育手帳の程度 が重度又は最重 度の者及び精神 障害者保健福祉 手帳の程度が2 級以上の者であ って頻繁に転倒 する者	ヘルメット型で、転 倒の際に頭部を保護 できる機能を有する もの	3年		12,160
肢体 知的	特殊便器	原則として学齢 児以上であって、 上肢機能障害2 級以上の者又は 療育手帳の程度 が重度又は最重	障害児・者を介護し ている者が容易に使 用し得るもので温水 温風を出し得るも の。ただし、取替え に当たり住宅改修を	8年		151,200

		度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	伴うものを除く。		
身体的精神	火災警報器	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む。)以上又は療育手帳の程度が重度又は最重度である児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
身体的精神	自動消火器	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む。)以上又は療育手帳の程度が重度又は最重度である児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

		に準ずる世帯)			
身体的 知的	ガス漏れ 警報器	18歳以上であつて、障害等級2級以上又は療育手帳の程度が重度又は最重度である者(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	ガス漏れを音等により容易に知覚し得るもの	8年	20,000
視覚 知的	電磁調理 器	18歳以上であつて、視覚障害2級以上の者又は療育手帳の程度が重度又は最重度の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
視覚	歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	原則として学齢児以上であつて、視覚障害2級以上の者	障害児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚	聴覚障害 者用屋内 信号装置	18歳以上であつて、聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できするもの	10年	87,400

		帯で日常生活上必要と認められる世帯)			
肢体	環境制御装置	18歳以上であつて、上肢又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障害者が容易に使用し得るもの	5年	68,000
肢体	テーブルリフト	18歳以上であつて、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車いすを常用する者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年	100,000
視覚	音声標識ガイド装置	18歳以上であつて、視覚障害2級以上の者	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となって使用できる受信機	5年	25,000
視覚	音声炊飯ジャー	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯(操作時に音声による案内を必要とする者に限る。)	炊飯等の機能の操作について音声で知らせることができる機種	5年	40,000
視覚	音声ICタグレコー	視覚障害者であつて物の識別が	携帯可能で、障害者が容易に使用しうる	5年	60,000

		ダー	困難な者	もの		
在宅療養 等支援用 具	じん 臓	透析液加 温器	原則として3歳 以上であって、じ ん臓機能障害3 級以上の者	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	5年	51,500
	身体	ネブライ ザー（吸 入器）	原則として学齢 児以上であって、 呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 児・者であって、 必要と認められ る者	障害児・者が容易に 使用し得るもの	5年	36,000
	身体	電気式た ん吸引器	原則として学齢 児以上であって、 呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 児・者であって、 必要と認められ る者	障害児・者が容易に 使用し得るもの	5年	56,400
	呼吸 器	酸素ボン ベ運搬車	18歳以上であっ て、呼吸器機能障 害を有し、医療保 険における在宅 酸素療法を行う 者	障害者が容易に使用 し得るもの	10年	17,000

	視覚	盲人用体温計（音声式）	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上の者（障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚	盲人用体重計	18歳以上であって、視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	心臓呼吸器	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害及び心臓機能障害児・者であって、呼吸管理上必要と認められる者	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年	46,000
情報・意思疎通支援用具	音声言語肢体	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	身体	パーソナル	原則として学齢	仮名、漢字又は英数	5年	80,000

	ルコンピ ュータ	児以上であって、 上肢機能障害2 級以上又は言語、 上肢機能重複障 害2級以上を有 し、文字を書くこ とが困難な者又 は18歳以上であ って外出困難な 身体障害者（視 覚、下肢機能、体 幹機能及び内部 障害2級以上）又 は意思伝達が困 難な身体障害者 （聴覚障害と音 声言語障害の重 複障害2級以上）	字による文書作成が 可能で編集、校正及 び記憶機能を有し、 モデム等の付設によ り通信が可能な機種 であって、障害児・ 者が容易に使用し得 るもの（プロテクタ ー、プリンター等を 附帯することができ る。）			
身体	情報・通 信支援用 具	パーソナルコン ピュータ又はワ ードプロセッサ の入力操作が困 難な身体障害者	パーソナルコ ンピュータ又 はワードプロ セッサの入力 操作が補助で き、障害者が容 易に使用し得 るもの	パー ソナ ルコ ンピ ュー ター用 特殊 入力 装置	5年	60,000

視覚	視覚障害者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な者	パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	音声 化ソ フト	15,000
		音声ガイド、文字拡大機能等視覚障害者の利用に配慮したもの	視覚 障害 者用 ワー プロ ソフ ト	25,000
		パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから入力できるもの	点字 処理 シス テム	10,000
		文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフト	スキ ャナ ー装 置	15,000

			等に情報を出 力できるもの			
視覚	点字ディスプレイ	意思伝達が困難な視覚障害者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	文字等のコンピュー タの画面情報を点字 等により示すことの できるもの		6年	383,500
視覚	点字器	視覚障害を有する児・者	1行が32マス になっており、 18行で両面書 の標準型、4行 及び12行で片 面書の携帯用 があり、触覚で 識別できる凸 点を組み合わ せて構成され る点字を打つ ために、点字用 紙をはさんで 固定する板と	32マ ス18 行、両 面書 真鍮 板製	7年	10,712
				32マ ス18 行、両 面書 プラ スチ ック 製		6,798
			点字を打つた めの定規及び 点筆を組み合 わせたもの（価 格には点筆を 含む。）	32マ ス4 行、片 面書 アル ミニ	5年	7,416

				ユー ム製		
				32マ ス12 行、片 面書 プラ スチ ック 製		1,699
視覚	点字タイ プライタ ー	視覚障害2級以 上の児・者（原則 として、本人が就 労若しくは就学 しているか又は、 就労が見込まれ る者に限る。）	障害児・者が容易に 使用し得るもの		5年	63,100
視覚	視覚障害 者用ポー タブルレ コーダー	原則として学齢 児以上であって、 視覚障害2級以 上の者	音声等により 操作ボタンが 知覚又は認識 でき、かつ、 DAISY方式によ る録音並びに 当該方式によ り記録された 図書の再生が 可能な製品で	録音 再生 用	6年	85,000

			あって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		
			音声等により再生操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	再生用	35,000
視覚	視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚	視覚障害者用拡大	原則として学齢児以上であって、	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）	8年	198,000

	読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの			
視覚	盲人用時計	18歳以上であつて、視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読用	10年	10,300
				音声用		13,300
聴覚 音声 言語	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上であつて、聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	71,000	
聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信	6年	88,900	

			するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの			
音声	人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障害を有する者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,193円増しとすること。	笛式	4年	5,150
			顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	5年	72,203
音声	人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	常時埋込型人工喉頭用の人工鼻で、音声機能の障害児・者が容易に使用し得るもの	常時埋込型人工喉頭用人工	HMEカセット・ベースプレート の支給期間 1箇月	23,760

			(H28. 4. 1以 降)	鼻		
身体	福祉電話 (貸与)	聴覚障害者又は 外出困難な身体 障害者(原則とし て2級以上)であ って、コミュニケ ーション、緊急連 絡等の手段とし て必要性がある と認められる者 (障害者のみの 世帯及びこれに 準ずる世帯) 所得税非課税世 帯	障害者が容易に使用 し得るもの	—		貸与
視覚	点字図書	主に情報の入手 を点字によって いる視覚障害 児・者	点字により作成された図書。点字図書価格 から一般図書の購入価格相当額を控除し た額を支給			
肢体	電動ペー ジめくり 装置	18歳以上であっ て、上肢機能障害 2級以上の者	電動により図書のペ ージをめくる機種 で、障害者が容易に 使用し得るもの	5年		100,000
肢体	携帯用会 話補助装 置用大型	18歳以上であっ て、「携帯用会話 補助装置」の支給	携帯用会話補助装置 に接続可能であっ て、足で入力できる	5年		68,000

	キーボード	対象者のうち上肢機能障害2級以上の者	ようキーが大型化された機種		
聴覚 音声 言語	コミュニケーションツール	18歳以上であつて、聴覚障害又は音声言語機能障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	相方向性のコミュニケーション機器で、障害者が容易に使用し得るもの	5年	49,000
視覚	デジタル録音図書 読書機	18歳以上であつて、視覚障害を有し墨字本による読書が困難な者	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げる読書機（デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除く。）	5年	20,000
視覚	視覚障害者用音声 読書機	18歳以上であつて、視覚障害を有し、墨字本による読書が困難な者（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が	活字を読み取り、音声で読み上げることができる機種（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）	5年	150,000

		必要な者に限 る。)			
聴覚	見えるラ ジオ	18歳以上であっ て、聴覚障害を有 し、音声による情 報を得ることが 困難な者	携帯可能で、液晶画 面により文字情報を 受信することができ るもの	5年	10,000
視覚	点字電子 手帳	意思伝達が困難 な視覚障害者(点 字による意思伝 達が可能な者に 限る。)	持ち運びが容易で、 外出先での情報の入 出力が可能であり、 点字編集機能を持つ 機種	5年	200,000
聴覚	人工内耳 用電池	現に人工内耳を 装用している聴 覚障害児・者	人工内耳用電池 6箇月分	—	15,000
聴覚	人工内耳 用充電池 及び充電 器	現に人工内耳を 装用している聴 覚障害児・者	人工内耳用充電池及 び充電器	3年	20,000
聴覚	人工内耳 用体外部 装置	現に人工内耳を 装用している聴 覚障害児・者(住 民基本台帳法(昭 和42年法律第81 号)に基づき、本 町の住民基本台	人工内耳用体外部装 置(医療保険の適用 がない買い替えの場 合に限る)	5年	550,000 (購入費の 1/2以内)

			帳に1年以上記録されている児・者であって、人工内耳装用後5年を経過している聴覚障害児・者)			
排泄管理 支援用具	ぼう こう 又は 直腸	蓄便袋	ぼうこう又は直腸機能障害であって、ストマを造設している者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及びストマ用品（注1）とする。 ※附属品：皮膚保護剤（袋を身体に密着させるもの） 直腸機能障害 2箇月分	—	17,716
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及びストマ用品（注1）とする。		23,278

			ぼうこう機能障害 2箇月分		
肢体	紙おむつ	3歳以上であっ	紙おむつ 2ヵ月分		24,000
ぼう こう 又は 直腸	サラシ・ ガーゼ・ 脱脂綿 洗腸装具	て、次のいずれか に該当する者 ア 治療によっ て軽快の見込 みのないスト マ周辺の皮膚 の著しいびら ん、ストマの変 形のためスト マ用装具を装 着することが できない者並 びに先天性疾 患(先天性鎖肛 を除く。)に起 因する神経障 害による高度 の排尿機能障 害又は高度の 排便機能障害 のある者及び 先天性鎖肛に 対する肛門形 成術に起因す	サラシ・ガーゼ・脱 脂綿 2ヵ月分 洗腸装具	6箇月	24,000 12,000

		<p>る高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者</p> <p>イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関又は保健所の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者</p>				
肢体	収尿器	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要とする者</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの(ラテックス</p>	<p>普通型(男)</p> <p>簡易型(男)</p>	1年	<p>7,931</p> <p>5,871</p>

				製又はゴム製)		
				耐久性ゴム製 採尿袋を有す るもの	普通 型 (女)	8,755
				ポリエチレン 製の採尿袋導 入ゴム管付	簡易 型 (女)	6,077
住宅改修 費	肢体	((介)) 居宅生活 動作補助 用具	原則として学齢 児以上であって、 下肢、体幹機能障 害又は乳幼児期 以前の非進行性 の脳病変による 運動機能障害(移 動機能障害に限 る。)を有し、障 害等級3級以上 の者(ただし、特 殊便器への取替 えをする場合は 上肢障害2級以 上の児・者)	障害児・者の移動等 を円滑にする用具で 設置に小規模な住宅 改修を伴うもので、 次に掲げる居宅生活 動作補助用具の購入 費及び改修工事費 (1) 手すりの取 付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及 び移動の円滑化 等のための床又 は通路面の材料 の変更 (4) 引き戸等へ の扉の取替え (5) 洋式便器等 への便器の取替 え	—	200,000 (原則1 回を限度 とする。)

				(6) 前各号に掲 げるもののほか、 住宅改修に附帯 して必要となる 住宅改修	
--	--	--	--	---	--

備考

(注1) ストマ用品とは、皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイトドレーナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤とする。